

函館港末広緑地管理要綱

(目的)

第1条 この要綱は、函館市港湾施設管理条例(平成12年3月28日条例第38号)に定めるもののほか、末広緑地およびその付帯施設(以下「緑地」という。)の管理について必要な事項を定めるものとする。

(使用の期間)

第2条 緑地は、通年開放する。

(使用の制限)

第3条 市長は災害、荒天その他の事情により、事前の告知なく緑地の使用を制限することができる。

(行為の禁止)

第4条 緑地の使用にあたっては、次の各号に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 火気を使用すること。
- (2) はり紙もしくははり札をし、または広告を表示すること。
- (3) 車両(自動二輪車を含む)を乗り入れ、または駐車すること。
- (4) 行商または募金をすること。
- (5) 施設を汚損・損傷するおそれのある行為をすること。
- (6) 他の利用者に危害が及ぶおそれのある行為をすること。
- (7) 前各号のほか、市長が緑地の管理上特に必要があると認めて禁止すること。

(使用の承認)

第5条 緑地の一部を独占して使用しようとする者は、市長に申請をし、承認を受けなければならない。ただし、市長が特に認める場合にあっては、この限りでない。

2 市長は、前項の承認をする場合において、管理上必要があると認めるときは、条件を付することができる。

(承認の基準)

第6条 市長は、次の各号の一に該当すると認めるときは、条例第7条第2項の規定に抵触するものとして、使用を承認してはならない。

ただし、第1号について市長が特に認める場合においては、この限りでない。

- (1) 物品の販売，役務の提供，募金，興行もしくはそのための広告または宣伝を行うこと。
- (2) 重量物の設置，車両（自動二輪車を含む）の乗り入れおよび駐車，火気の使用等により施設が損傷され，または汚損されるおそれがあるとき。
- (3) 交通渋滞の発生または騒音もしくは大音量を発するなど周辺に迷惑をかけるおそれがあるとき。
- (4) 公の秩序または善良の風俗を乱すおそれがあるとき。

（特別設備の制限）

第7条 緑地の使用の承認を受けた者（以下「使用者」という。）は，緑地の使用にあたり，特別の設備をしようとするときは，市長の承認を受けなければならない。

（使用目的以外の使用の禁止）

第8条 使用者は，承認を受けた使用目的以外の目的のために使用してはならない。

（承認の取消等）

第9条 市長は，使用者が次の各号の一に該当するときは，使用の承認を取り消し，または使用を停止し，もしくは使用の条件を変更することができる。この場合において，使用者に損害が生じてても，市長は，その賠償の責を負わない。

- (1) この要綱に違反したとき。
- (2) 承認の条件に違反したとき。
- (3) 申請に偽りがあったとき。
- (4) 第3条に基づく使用の制限をしたとき。

（細則）

第10条 この要綱に定めるもののほか緑地の管理に関し必要な事項は，別に定める。

附 則

- 1 この要綱は，令和7年5月1日から施行する。